

## 第22期第7回留萌海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月12日（月） 14時00分から
- 2 開催場所 はぼろ温泉サンセットプラザ 2階大ホール
- 3 議事事項  
議案第1号 制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）  
・火光を利用する敷き網漁業に係る新規許可  
議案第2号 北海道資源管理方針の一部改正について（答申）  
議案第3号 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（答申）  
議案第4号 定置漁業権漁場計画（草案）について
- 4 報告事項 （1）留萌管内秋さけ定置漁業漁獲速報について（最終）
- 5 その他
- 6 出席者  
委員：今 委員、山田委員、石田委員、蝦名委員、今村委員、鈴木委員、  
祐川委員、石垣委員、前山委員、相内委員  
留萌振興局：神崎水産課長、小寺漁業管理係長、吉中技師  
留萌海区漁業調整委員会：三上事務局長、大川主任
- 7 議事録署名委員：鈴木委員、相内委員
- 8 会議の顛末

三上局長： これより第22期第7回留萌海区漁業調整委員会を開催します。開催にあたり、今会長からご挨拶を申し上げます。

議長： 海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、年末の何かと、ご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、振興局からは、神崎産課長をはじめ、職員の方にご臨席いただき、厚くお礼申し上げます。早いもので今年も残りわずかとなりました。11月は雪も降らず、例年より穏やかな冬になるかと思っていたところでありましたが、12月に入ると、一変して季節が急に進んだように、天候が悪い状態が続いております。また、先月の25日から昨日まで、悪天候のため出漁できない船もあったようで、ようやく本日、出漁できたようですが、これからまた予報が悪くなるようです。これから本格的な冬に向かって、ますます気象条件が厳しさを増して参ります。今年は春先に、知床で大変残念な海難事故がありました。管内からそういった悲しい事故が起きないようにそれぞれのお立場で天候状況の事前確認やオレンジベスト着用の徹底と合わせて、操業の安全に万全を期されますようお願い申し上げます。さて今年の管内の漁業情勢を見ますと、春先のニシンから、ホタテ、アキサケと豊漁が続きました。留萌振興局が速報値としてまとめた今年1月から10月までの管内の漁業生産額は、昨年の110億円を大幅に上回る、約140億円に達しているとのことで、大変良い年になったと思っております。関係されている方々のこれまでのご尽力に改めて敬意を表する次第であります。ちなみに数量が1月から10月までで、昨年は2万6千トン、今年は3万トンと117%、金額については先ほどもお伝えしたとおり、昨年の110億から今年は143億と129%の増となっております。さて、本日は議題が4件と、報告事項1件を予定しております。円滑な議事運営に努めて参りたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。結びになりますが、今回が今年最後の委員会となります。来月には、すぐ次の委員会が予定されているとのことでありますので、よい年末をお迎え頂きまして、1月には、また皆さんと元

気にお会いできますようご祈念いたしまして、簡単ですがご挨拶といたします。本日はよろしく願います。

三上局長： ありがとうございます。本日のご出席いただいている来賓を紹介します。留萌振興局、神崎水産課長です。

神崎課長： 神崎です。よろしく願います。

三上局長： そのお隣、小寺漁業管理係長です。

小寺係長： 小寺です。よろしく願います。

三上局長： それから後ろの方の席になりますが、漁業管理係の吉中技師です。

吉中技師： 吉中です、よろしく願います。

三上局長： それでは今会長を議長とし、会議を進めさせて参ります。今会長よろしく願います。

議長： それでは議事に入る前に、人員報告をいたします。本日は、定員15名のうち、10名の委員が出席となり、過半数に達していますので委員会は成立いたします。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、鈴木委員と相内委員に願います。それでは、議事に入らせて頂きます。議案第1号を上程します。議案第1号の制限措置の内容及び申請すべき期間等についてを事務局から説明願います。

三上局長： 議案第1号についてご説明いたします。知事許可漁業は、漁業法により、操業区域や許可等すべき船舶の数等の制限措置を定めまして、この制限措置とともに申請期間などを公示した上で許可をすることとなっております。この制限措置、申請期間などを定めるときには、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされております。議案1号資料の1ページに、知事から当委員会への諮問文を添付しております。漁業の名称としましては、火光を利用する敷き網漁業であり、やりいかやいかなごを漁獲する漁業でございます。諮問内容の制限措置の内容及び申請すべき期間についてなどですが、公示する内容の案として、資料の2ページに添付しております。漁業種類や操業海域により5段に分けております。まず制限措置についてであります。資料左の欄から(1)漁業種類は、上段は、火光を利用する敷き網漁業(やりいか)下段は、火光を利用する敷き網漁業(やりいか及びいかなご)としております。(2)操業区域は、それぞれ資料に記載のとおりとなっております。(3)漁業時期は、毎年4月1日から6月30日まで(4)の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、それぞれ資料に記載のとおりでございます。(5)船舶の総トン数は10トン未満(6)漁業の営む者の資格は、留萌振興局管内に住所を有する者となっております。次に許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和5年2月1日から令和5年3月1日までの1カ月間となっております。備考欄には、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可にあたっての条件を記載しております。なお、ただいまご説明した制限措置や許可にあたっての条件であります。現行の許可の要件からの変更はありません。ページをめくって頂き3ページをご覧ください。こちらの資料は許可等の基準となり、記載のとおり、申請者区分毎に優先順位を定めているものでございます。内容については、これまでの委員会でもご説明しております、他の知事許可漁業の基準と同じとなっておりますので、詳細については、後ほどご覧いただければと思います。以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

議長： ただいま説明の、議案第1号について、ご意見、ご質問はありませんか。

蝦名委員： 資料2ページの公示案の操業海域ですが、共同漁業権海域の号数で表示されておりどこの海域でしょうか。

三上局長： 留海共第10号共同漁業権漁場区域は増毛、第16号は苫前、第14号は小平、第26号は焼尻、第28号は天売となっております。

議長： 他にありませんか。

委員： (ありませんの声)

議長： ご意見がないようですので、議案第1号の制限措置の内容及び申請すべき期間につきましては、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委員： (異議なしの声)

議長： それでは、そのように答申することを決定します。次に、議案第2号及び第3号を上程します。議案第2号の北海道資源管理方針の一部改正について及び第3号の特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等については関連する内容ですので、一括で説明させていただきます。事務局から説明願います。

三上局長： それでは、関連する内容となっておりますので、議案第2号及び第3号について併せて説明いたします。お手元の議案第2号資料1ページに、北海道資源管理方針の一部改正について、また、議案第3号資料の1ページに特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について諮問文を添付してございます。それぞれ北海道知事より諮問がありましたので、資料に基づき説明致します。それではまず、議案第2号から説明いたします。諮問文にありますとおり、法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙のとおり改正したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものであります。資料3ページ以降に別紙として北海道資源管理方針の新旧対照表をお示ししており、右が現行の道方針、左が改正案となっております。今回変更がある部分は、朱書きで下線を引いた箇所となっております。今回の主な改正内容については、2ページの北海道資源管理方針の一部改正に係る改正内容についてと3ページ以降の別紙の新旧対照表を併せてご覧いただければと思います。今回の改正内容は大きく分けて資料2ページの(1)から(4)にお示しする4点となります。まず一点目(1)ですが、3ページ目の新旧対照表の、第1の1に規定する漁業の状況について、漁獲量等の情報を直近の情報に更新しております。続いて(2)ですが、漁獲報告に関する規定の修正ということで、3月にクロマグロ、スルメイカ、スケトウダラで変更した、TAC報告の期日等に係る記載内容の一部修正につきまして、資料の新旧対照表の4ページから8ページまでに記載のとおり、さんま、まいわし、ずわいがににつきましても、国の資源管理基本方針の記載内容と整合を図るため、変更を行うものです。なお、クロマグロにつきましては、一部軽微な文言の修正を行うものです。続いて、2ページに戻っていただいて(3)ですが、北海道資源管理方針の別紙2の規定です。資料8ページの下側に、別紙2該当なしとございまして、右側に新設とある箇所のことであります。特定水産資源、いわゆるTAC魚種は、道方針では別紙1に定められておりますが、TAC魚種以外の水産資源のうち、法に基づく資源管理の目標を定めるに当たって、必要な資源評価が行われ、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が設定された魚種を別紙2として定めることとします。これは、TAC化に向けた議論は行ったが、結果的にTAC管理は行わない魚種が定められる場所ということになります。ただし、現時点でTAC魚種以外に国の資源管理基本方針に目標が定められている魚種が無いことから該当なしとされており、今後の新規TAC魚種の議論の進捗によっては、TAC化に向けた議論は行ったが、結果的にTAC管理は行わない魚種が追加されていくものと考えております。続きまして、(4)道方針の別紙3の追加です。国が進める改正漁業法

に基づく新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく認定協定へと移行していくこととなっております。認定協定への参加は漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっており、道としても現行の資源管理計画を期日までにスムーズに協定に移行していく必要がありますが、協定を締結し知事が認定するためには、北海道資源管理方針の別紙に位置づけられている必要がありますので、今後、現在の資源管理計画の対象となっている全ての魚種について、北海道資源管理方針に資源管理の方向性を定めていくこととなります。今回は、まずは資源管理計画の対象となっている魚種のうち、資源評価が行われている19魚種について、北海道資源管理方針の別紙3に追加するものです。それぞれの魚種ごとの資源管理の方向性は、資料20ページをご覧ください。少々、字が小さくて申し訳ありませんが、それぞれの魚種ごとに資源水準や動向、資源管理の方向性案を記載しており、備考欄には資源管理の方向性の根拠を記載しております。資源管理の方向性の基本的な考え方は、資源水準が低位、低水準のものは、5年後2027年までに中位、中水準以上に回復することとしています。また、中位、中水準以上の資源についてはその資源水準を維持することを資源管理の方向性としております。20ページの一番上、さけ北海道海域については、心化放流計画に基づき資源造成を行っている魚種なので、北海道さけ・ます人工心化放流計画中期策定方針に基づき、来遊資源2,800万尾の回復を目指すという内容としております。資料21ページ以降は、改正後全文の案を添付しております。続きまして議案第3号特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案についての諮問文、議案第3号資料の1ページとなりますが、こちらをご覧ください。諮問の内容は、法第16第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和5年1月から12月までの管理期間となるさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3種です。まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。議案第3号資料の7ページとなりますが、諮問文の別紙に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。議案第3号の資料2ページの方に令和5年のTACについてをご覧ください。これは、11月21日に開催された水産政策審議会資源管理分科会を経て国から示された、令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき北海道に定められた、数量の概要などを示したものです。まず、さんまですが、さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和3年2月の交渉で保存管理措置が決定されて以降、国際交渉が行われておらず、現在の保存管理措置が継続されていることから、令和4年と同様の内容となっており、国全体の漁獲可能量は155,335トンとなっております。ただし、令和5年3月にNPFCが開催予定となっており、会議で新たな保存管理措置が採択された場合については、国は必要に応じて改訂を検討することとしています。なお、配分については、全さんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われていますが、今年の11月に確認書の内容が改訂され、新たな内容に基づく配分となっており北海道に対しては6,300トンが配分されています。次にまあじですが、まあじは太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。太平洋系群のMSY最大持続生産量を達成する親魚量は6万トン、限界管理基準値は1万5千トン、2021年の平均親魚量は2万7千トンで、目標管理基準値を下回っている資源状態となっております。一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は25万4千トン、限界管理基準値は10万7千トン、2021年の平均親魚量は29万1千トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和5管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定されたABC生物学的許容漁獲量のうち、日本分の両系群の合計値152,400トンが、令和5年のTACとして設定されています。また、TACは大臣管理漁獲可能量と都道府県知事管理漁獲可能量に配分されますが、大臣管理漁業の大中型まき網漁業への配分が45,200トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様、現行水準となっております。続いて、まいわし太平洋系群ですが、

太平洋系群のMSYを達成する親魚量は118万7千トン、限界管理基準値は48万7千トン、2021年の平均親魚量は221万トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和5管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオにより算定された、92万2千トンが、令和5年のTACとして設定されております。太平洋系群は、大臣管理漁業への配分が551,000トン、北海道の知事管理量は、前年より7,400トン多い38,600トンの設定となっております。なお、大中型まき網による北海道沖での操業では、法に基づくIQ管理が行われています。IQ管理区分には国の留保からの期中の追加配分は原則行わないこととしていることから、期首に予めIQ管理区分に一定数量を追加配分することとしており、それにより、大臣管理漁業への配分は577,600トンとなっております。なお、国ではマイワシのTACの15%138,300トンを留保しておりますが、IQ管理区分への追加配分により留保は112,500トンとなっております。この留保は、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されているものです。次に、それぞれの魚種毎の道内知事管理区分への配分についてご説明いたします。まず、さんまについては資料3ページをご覧ください。配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする北海道さんま漁業の管理区分とそれ以外のその他漁業の管理区分で管理し、さんま漁業については数量を配分して管理することとし、その他漁業については現行水準とします。なお、国から配分された6,300トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として、2,100トンが配分されており、これは全て全さんま漁業に配分することとします。なお、さんま漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率により6,200トンを配分することとしております。続いて、資料4ページのまあじについてですが、まあじへの配分は国から北海道に示された数量が現行水準であるため、これまで同様、現行水準として全道で管理区分を分けず管理するものです。次に、資料5ページのまいわしをご覧ください。国から北海道に示された数量のうち、道東で小型さんま漁船によるまいわし資源の活用や、ロシア200海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる火光を利用する敷網試験操業へ27,000トン、令和3管理年度と等量を配分します。その他漁業は、道南太平洋海域の待ち網漁業での採捕が大半を占めておりますが、現行水準とし、これまで同様の取扱となります。なお、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載していますが、近年3カ年では、令和3年の28,722トンとが最も多くなっております。その他漁業での採捕は、道南太平洋海域の待ち網漁業による採捕量が全道その他漁業採捕量の9割以上、まいわしの採捕量全体で見ても6割を超える状況となっておりますので、道全体のTACが超えることがないように適切に管理を行うこととしております。最後に、資料6ページに令和4年と令和5年の配分量の比較についてを添付しておりますので参考としてください。また、参考資料として水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を8ページ以降に添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。以上で議案第2号及び議案第3号の説明を終わります。ご審議についてよろしく願います。

議長： ただいま説明の、議案第2号及び第3号について、ご意見、ご質問はありませんか。

蝦名委員： 議案第2号の20ページにある資源管理の方向性ですが、魚種名に海域名の記載のあるもの、海域名の記載のないもの、或いは北海道だけの記載など表記が統一されていないようですが、備考欄をみると海域名の記載があるものが道総研資源評価、或いは北海道だとか魚種名のみ記載だけなのが水研機構資源評価となっておりますが、国と道で表記の仕方が異なるということによろしいでしょうか。

神崎課長： 道総研と水研機構で資源評価として発表されている区分の書き方が、国と道で異なるということで、蝦名委員のおっしゃるとおりです。

議長： 他に何かございませんか。

委員：（ありませんの声）

議長： ご意見がなければ、議案第2号の北海道資源管理方針の一部改正について及び第3号の特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等については、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： それでは、そのように決定します。次に議案第4号を上程します。議案第4号の定置漁業権漁場計画草案についてを事務局から説明願います。

三上局長： 議案第4号について、ご説明いたします。現在の定置漁業権であります第14次定置漁業権は、令和5年12月31日をもって存続期間が満了となります。このため振興局では、新たな第15次定置漁業権の検討に向けて、関係漁業協同組合を通じ、管内の定置漁業権者に対する意向・要望調査を実施してきました。その意向・要望調査結果であります。現在の定置漁業権からの変更要望はありませんでした。その調査結果と、道から示されている漁業権切替方針、方針の運用及び漁場計画策定要領等を踏まえまして、今般、第15次定置漁業権に係る漁場計画草案の作成を行い、当海区委員会へ協議があったところでございます。なお、前回の委員会となります、11月7日開催の第6回の委員会において、漁業権切替方針等については、報告事項として説明しておりますが、今回参考資料として、定置関係部分のみ抜粋した資料を議案第4号の資料12ページ以降に添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。それでは、定置漁業権漁場計画草案について説明します。議案第4号資料1ページをご覧ください。1ページに概要の一覧を掲載しております。現行のさけ定置16カ統、留萌のひらめ定置1カ統の計17カ統について、草案では、全て現行のままで変更はありません。2ページは、各定置の場所を記した管内図を添付しておりますが、こちらも現行のままで変更はありません。次の3ページに各漁場の内容を記載しています。漁場計画草案の内容としまして、漁業権の存続期間は、令和10年12月31日までとし、左から、漁場番号、免許の内容たるべき事項、地元地区、それから別記として、次の4ページに掲載しています制限又は条件について、こちらも全て現行のままで変更はありません。5ページ以降各定置の漁場図も添付しておりますが、こちらも変更ありません。以上が、漁場計画草案の内容であります。ここで1点、委員の皆様にお伝えすることがありまして、何かと申しますと、今回の草案の中の一部について、道水産林務部からまだ設定の考え方を示されていない箇所がありまして、その部分については、現在の第14次定置漁業権の考え方で、仮置きしているということでありまして、どうということかと言いますと、議案第4号資料のうしろから2枚目、資料の16ページになりますが、こちらをご覧ください。こちらに8月10日付けで道水産林務部から通知のありました漁業権切替方針及び運用についての文書を添付しております。この通知文の中で当事務局で下線を引いている箇所、秋さけ定置漁業に係る漁業時期及び操業期間については、さらに関係機関と協議を行い、慎重に検討した上、別途決定する予定となっております。この道が別に定めることとしている、操業期間の考え方でありまして、現時点でまだ決定しておらず、道庁において、検討を進めているとのことでありまして。このため、今回の海区漁場計画の草案作成時点では、道の操業期間の考え方が、未だ示されていないことから、草案の作成にあたっては、操業期間など関係する部分について、第14次の内容と同様のもの仮置きして作成されているものであります。草案資料の中で、具体的にどの箇所が該当するののかといいますと資料3ページの免許の内容たるべき事項の漁業時期、次のページ4ページの、制限又は条件の（4）、（5）、（6）の部分が該当いたします。今後、この部分について、道から考え方が示された後に、必要があれば、次の段階となる素案協議の段階で見直しを行う対応としまして、今回の草案協議では、手続きを円滑に進めるため、操業期間などを現行の考え方で仮置きして進めることで振興局から協議があったところでありまして。このことについてご理解いただきたいと思っております。以上で議案第4号の一連の説明を終わります。ご審議のほど

よろしく申し上げます。

議長： ただいま説明の、議案第4号について、ご意見、ご質問はありませんか。

蝦名委員： 資料の16ページの道水産林務部から通知ですが、秋さけ定置漁業に係る漁業時期及び操業期間については、最終的には変わる可能性があるということなのでしょうか。

三上局長： 5年前となる前回の切替時は11月下旬に操業期間等を別途決定した通知がありました。現時点でまだ通知されていないものであり、変更のあるなしは、決まっております。

議長： 他にご意見ありますでしょうか。

委員： (ありませんの声)

議長： ご意見がなければ、議案第4号の定置漁業権漁場計画草案については、異議がないものと認め、振興局から道水産林務部へ提出することとして宜しいですか。

委員： (異議なしの声)

議長： それでは、そのように決定します。

議長： 次に報告事項として事務局から1件報告がありますので説明願います。

三上局長： それでは、報告事項(1)留萌管内秋さけ定置漁業漁獲速報についてを説明致します。資料は、報告事項資料の1ページをご覧ください。こちらは、報道機関へ公表しております留萌管内のさけ定置の漁獲速報でございます。10月30日現在となっておりますが、10月28日で管内のさけ定置の水揚げが終了しており、速報値としては最終のものです。各欄の下段が累計となっております。一番下の欄の右側、管内合計の対前年比で見ますと、尾数で263.7%、重量で227.9%、金額で224.4%といずれも大きく増えました。1kgあたりの単価は、今年は782円で、昨年の794円と同程度となりました。なお、単価については、漁期の前半と後半で大きく変わりました。漁期前半は日本海以外の他の海域の水揚げが低調であったことから、平均単価が千円に迫る状況となっていました。その後、盛漁期から漁期後半にかけて各海域で一気に漁獲が伸びたことから、10月に入って大きく下落しまして、平均すると結果的に昨年と同程度となっております。漁獲については、昨年は管内の北と南では漁獲状況が大きく分かれていましたが、今年については、大きな偏りが無く、各地区とも豊漁がありました。ただ、1尾当たりの重量、魚体重については、2.73kgと前年の3.15kgから約13%低下しました。この2.73kgという重量であります。当事務局で確認したところ、確認できる平成9年以降で最も低い値であったことがわかりました。続きまして、2ページをご覧ください。こちらは管内の平成以降の秋さけ定置の漁獲の推移をグラフで示しています。青い棒グラフが重量、赤い折れ線グラフが金額となっております。重量は、今年3,114トンとなり、平成2年の3,481トンに次ぐ、2番目の結果となりました。金額は、24億3千5百万円となり、これまでの最高であった平成29年を大きく更新する過去最高の結果となりました。続きまして3ページをご覧ください。こちらは11月20日現在の全道の沿岸漁獲速報です。一番下の欄、全道総計で見ますと尾数では対前年比176%の2千9百33万6千尾となり、河川遡上分も加えますと7年振りに3千万尾を超えることとなりました。漁獲金額につきましても、638億円と7年振りに600億円を超えています。次に、さけ親魚確保・採卵状況について報告します。資料は4ページをご覧ください。こちらは留萌管内を含む日本海北部地区の11月30日現在の親魚捕獲及び採卵状況です。宗谷管内の補完河川である増幌川における捕獲尾数も含まれています。河川毎に見ますと計画数に達していない河川もありますが、日本海北部地区のトータルとしましては、計画数量を上回って確保されております。以上で報告事項の説明を終わります。

議長： ただいま、報告事項の説明がありました。これについて、質問等はありませんか。

委員： （ありませんの声）

今 委員： 事務局より魚体重が小型化しているということで説明があったところですが、先日出席した連合海区委員会でも魚体重の小型化の説明がありました。私の方でも研究機関の皆さんには今後の状況や、また、引き続き調査結果を教えてくださいたい旨伝えたところです。魚体重の小型化についても含め、何か皆さんからありませんか。

前山委員： 天塩川のサケ自然魚は、昔は大きかったのですが増養殖を行うようになってから、平均して小さめになった気がします。さけについては、沖の餌不足等の色々な情報があります。管内は良質な卵を採取して、春に稚魚になった時も良い状態で放流するために水温も気にしており、一生懸命頑張っております。

今 会長： わかりました、報告事項について他に何かありませんか。

委員： （ありませんの声）

今 会長： 最後に、その他として、事務局から何かありますか。

三上局長： 次回の委員会は、1月下旬開催を予定しております。日程については、1月23日、1月30日のいずれかで現在調整しており、決まりましたら早急にお知らせいたしますので、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。主な議題としては、共同漁業権及び区画漁業権漁場計画の素案を予定しております。以上です。

今 会長： 委員の皆様から何かありませんか。

委員： （ありませんの声）

今 会長： 特に無いようですので、これを持ちまして、本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。

三上局長： 今会長どうもありがとうございました。以上で本日の委員会を終了いたします。

《閉 会》

15時10分